

休日出勤は正当な理由があれば拒むことができる！

就業規則第67条3項に「社員は休日等の勤務を命じられたときは正当な理由がなければ、これを拒むことはできない」と書かれている。

従って正当な理由がある場合は休日等の勤務命令を拒むことができるのである。

と、言うことは、会社はあらかじめ社員に対して都合を聞き同意を得なければならない。

私たち東海労は本人の同意なき一方的な休日出勤の指定に反対である！

一方的な休日出勤の指定は就業規則に違反だ！

ルールを守れ！